

定 款

(一般社団法人移行の定款)

第85回定時総会（平成24年5月26日）承認
平成25年4月1日施行

柏 市 医 師 会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人柏市医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚と医学の振興及び医師の生涯教育に関する事業
- (2) 行政団体との公衆衛生及び保健医療に関する事業
- (3) 地域医療の充実と関連団体との医療連携に関する事業
- (4) 地域住民への医療情報提供及び広報活動に関する事業
- (5) 災害時医療体制整備に関する事業
- (6) 医療法及び保険制度の情報共有と研修に関する事業
- (7) 医療事故防止に関する事業
- (8) 会員相互扶助と医業経営改善に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、千葉県柏市及び周辺地域において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、千葉県柏市内において、就業所又は住所を有する医師であって、この法人の目的に賛同し、次条の規定によりこの法人の会員となつ

た者をもって組織する。

- 2 この法人に次の会員を置く。
 - (1) A会員 柏市内に開設する医療機関を代表する医師。
 - (2) B会員 柏市内に開設する医療機関に就業するものでA会員でない医師。又は、A会員であったものが廃業等により就業しなくなった医師。
 - (3) C会員 A又はB会員に該当しないもので、理事会が認めた医師。
- 3 前項のA会員及びB会員をもって、正会員とする。
- 4 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会に所定の入会届を提出しなければならない。
- 2 入会の可否は、総会において別に定める基準に基づいて、理事会において決定する。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、この法人の活動に必要な費用に充てるため、入会金及び年会費を支払う義務を負う。
- 2 納入された入会金及び年会費については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらを返還しない。
 - 3 未納の入会金及び年会費については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらの支払い義務を免れない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名及び戒告)

- 第9条 この法人は、会員について、次のいずれかに該当する場合には、当該会員を除名又は戒告することができる。
- (1) 医師の倫理に違背し、会員たる名誉又はこの法人の名誉を毀損した

とき。

(2) この定款その他の規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 除名は、会長が総会の決議を経て行う。また、戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

3 会長は、除名又は戒告しようとするときは、緊急かつやむを得ない場合を除いては、あらかじめ、裁定委員会の意見を聞くものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 第5条に掲げる法人の構成員の要件を満たさなくなったとき。

(4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書に関する事項

(2) 会費及び入会金の賦課徴収並びに減免に関する事項

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 会員の除名

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金及び財産の譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

- (9) 千葉県医師会代議員・予備代議員に関する事項
- (10) 理事会において総会に附議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の定時総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した通知を発しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会開催の目的である事項

(3) 総会に出席できない正会員は書面によって議決権を行使することができる旨

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第15条 総会の議長及び副議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

2 総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を代理行使する。

3 第1項の規定で選出された議長及び副議長は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会が終了するまでの間、総会の議長及び副議長を務めるものとする。

4 議長もしくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長がともに欠けたと

き、選出された議長及び副議長は、前任者の残任期間の総会の議長及び副議長を務めるものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金及び財産の譲受け
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、この法人の正会員以外の者は、代理人になることができない。

2 委任した正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を、総会の前日の業務時間の終了時まで提出しなければならない。

3 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第19条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面を、総会の前日の業務時間の終了時まで提出して行う。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

しなければならない。

- 2 議長及び議長に指名された議事録記名人の2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち1名を会長、1名又は2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって業務執行理事とする。
 - 4 理事と監事は相互に兼ねることができない。
 - 5 各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係がある者である役員の合計数が、役員の数 $\frac{1}{3}$ を超えてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により理事及び監事の候補者から選任する。

- 2 会長及び副会長は、前項により選任された理事のうちから、理事会の決議により選定する。
- 3 理事及び監事の候補者は、選挙管理委員会の主催する選挙によって正会員の中から選出する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、3ヶ月に1回以上理事会にこの法人の業務の執行状況

を報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務長に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条で定める役員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事の報酬は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任)

第28条 この法人の役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項にかかわらず、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無い

場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によりその責任の一部を免除することができる。

(顧問)

第29条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

(参与)

第30条 この法人に若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、専門的事項について会務に参加し意見を述べることができる。
- 4 参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 参与の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに理事会を開くことができる。
- 4 理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 会長は、前項の請求があった場合、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたり、会長が欠けたとき又は会長

に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって成立する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

3 前2項において議決に加わることができる理事は、その決議について特別の利害関係を有しない理事とする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 裁定委員会

(構成)

第38条 この法人に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は3名以上5名以内の裁定委員をもって組織する。

3 裁定委員は、この法人の会員の中から、総会において選任する。

4 裁定委員の任期は、第25条第1項の規定を準用する。

5 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(権限)

第39条 裁定委員会は、総会又は会長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 会員の除名又は戒告に関する事項

- (2) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
 - (3) 会員相互又はその他の紛議に関する事項
- 2 裁定委員会は、前項の調査審議を行うにあたり、会員又は会員であった者に聴取することができる。

第8章 選挙管理委員会

(構成)

第40条 この法人に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は3名以上5名以内の選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理委員は、この法人の正会員の中から理事会において選出し、総会で選任する。

(権限)

第41条 選挙管理委員会は、次の選挙管理事務を行う。

- (1) 役員候補者選出選挙の告示
 - (2) 役員候補者の受付
 - (3) 選挙の投開票
 - (4) 当選者の確定
 - (5) 役員候補者名簿の附議
 - (6) その他上記各号に附帯関連する一切の選挙管理事務
- 2 選挙管理委員会その他役員選挙の実施に関する細則は、総会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(設置)

第42条 この法人の業務を行うために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会において報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(団体契約)

第47条 この法人は、第4条に掲げる事業の円滑な実施のために、団体契約を締結することができる。

(預託金)

第48条 この法人は、自然災害等の不測の事態に対応して、第4条に掲げる事業の円滑な実施のために、会員に預託金を課することができる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款を変更する場合は、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び職員を置く。

3 事務長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告

(方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する

方法により行う。

第14章 補則

(施行細則への委任)

第54条 この法人の定款に基づき、法人の運営管理を行うにあたり必要な事項については、総会の決議により定めた定款施行細則による。

2 定款施行細則によらない会務については、理事会の決議により定めた規程による。

(定款に規定のない事項)

第55条 この定款に規定のない事項で、一般法人法その他の法令に定めのある事項については、その法令によるものとする。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は金江 清とする。業務執行理事は、長瀬慈村及び勝目 宏とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。